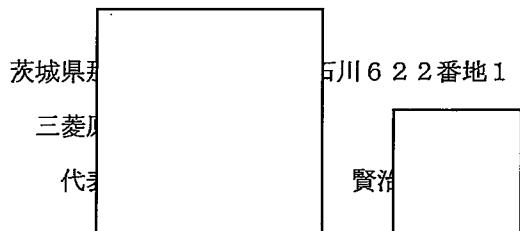


三原燃第21-0630号

令和3年12月24日

原子力規制委員会殿



核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請に係る変更届

平成30年7月4日付け三原燃第18-0394号をもって申請し、平成31年3月12日付け三原燃第18-1167号、令和元年5月22日付け三原燃第19-0059号、令和元年9月11日付け三原燃第19-0386号、令和2年3月31日付け三原燃第19-0855号、令和2年6月15日付け三原燃第20-0161号、令和3年4月2日付け三原燃第21-0003号、令和3年8月30日付け三原燃第21-0351号、令和3年10月21日付け三原燃第21-0473号、令和3年11月19日付け三原燃第21-0526号をもって変更を届け出た核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の五第2項の規定に基づき、別紙のとおり届け出いたします。

別 紙

1. 変更の内容

(1) 申請書記載事項の「三. 工事工程表」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

平成30年6月19日付け原規規発第1806196号をもって認可され、平成31年3月8日付け三原燃第18-1160号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法並びに平成31年4月11日付け原規規発第1904115号、令和元年8月9日付け原規規発第1908096号をもって認可された核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法並びに令和2年3月27日付け原規規発第2003279号をもって認可され、令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法に係る工事工程表を別添1に示す。なお、新規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法が認可された後、順次、本使用前検査申請の工事工程表を変更して届け出する。

(変更後)

平成30年6月19日付け原規規発第1806196号をもって認可され、平成31年3月8日付け三原燃第18-1160号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法並びに平成31年4月11日付け原規規発第1904115号並びに令和元年8月9日付け原規規発第1908096号をもって認可され、令和3年8月17日付け三原燃第21-0328号及び令和3年10月19日付け三原燃第21-0467号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法並びに令和2年3月27日付け原規規発第2003279号をもって認可され、令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号、令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号及び令和3年10月19日付け三原燃第21-0468号をもって軽微な変更を届け出た核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法に係る工事工程表を別添1に示す。

(2) 申請書記載事項の「三. 工事工程表」の別添1について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

(3) 申請書記載事項の「四. 検査を受けようとする事項、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。(変更箇所を下線で示す。)

(変更前)

口. 期 日

平成30年7月4日～令和3年12月24日

(変更後)

口. 期 日

平成30年7月4日～令和4年1月31日

- (4) 申請書記載事項の「五. 申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり
変更する。 (変更箇所を下線で示す。)

(変更前)

令和4年1月

(変更後)

令和4年2月

2. 変更の理由

- ・ 検査の進捗状況を踏まえ、検査の期日及び申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期を変更す
る。

以 上

前言

工事工程表

前言

表 程 工 事 表

九四

表 程 工 事 表

別添1

（舊市前）

表 程 工 事

(變更後)

表 程 工 事 工

添付2

(变更後)

表 程 工 事 工

卷之三

卷之三

表 程 工 事 工

別添1

徐志摩

表 程 工 事